

# 事業活動応援資金のご案内

県では、県内中小企業者の事業活動に必要な資金のほか、迅速な資金調達を図る方や再チャレンジを図る方に対応した事業活動応援資金をお取り扱いしておりますので、ご利用ください。

## ご利用いただける方

- 県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方
- (1) 事業活動枠  
事業活動に必要な資金の調達を図るもの
  - (2) スピーディー枠  
次のいずれの要件にも該当する中小企業者で迅速な資金調達を図るもの  
ア 県内に事業所を有し、原則として5年以上事業を営んでおり、取扱金融機関との取引が3年以上良好に継続されているもの  
イ 直近の決算関係書類によるCRD（中小企業信用リスクデータベース）評点が一定以上であるもの  
ウ 直近の決算において債務超過でなく、かつ繰越損失を計上していないもの
  - (3) 流動資産担保枠  
県内で原則1年以上同一事業を営む中小企業者で、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有するもの（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）
  - (4) 再チャレンジ枠  
廃業歴等があるもので、再起業を行おうとするもの（求償権を有していないものに限る。）

## ご融資の条件

- 融資限度額 (1) 1億円  
(2) CRD評点によって、3,000万円、5,000万円、1億円  
(3) 3,000万円  
(4) 1,000万円
- 融 資 利 率 金融機関所定利率－0.3%【変動利率※】  
※融資実行後、取扱金融機関が定める基準金利が変動した場合、その変動幅分、変動（0.2%の経営力向上割引※制度有り）  
※四半期毎に試算表及び資金繰り表の提出が条件）
- 融 資 期 間 (1)、(2) 運転10年以内（うち据置2年以内）、設備15年以内（うち据置3年以内）  
(3) 1年間（個別保証の場合は1年以内）  
(4) 運転5年以内（うち据置1年以内）、設備10年以内（うち据置2年以内）
- 担 保 必要に応じて徴求（(3)は申込の有する流動資産）
- 保 証 人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保 証 料 率 原則年0.45～1.90%（(3)は年0.68%）  
（担保の有無等に応じた割引制度や、特別な保証料率が適用される場合有り）

## 融資の手続き



融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。  
融資額は、各企業の信用保証枠の範囲内でのご利用となります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、青森県信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（業務課）、  
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368